

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年10月24日認可した。

平成26年11月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）東村1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）下萩原2号地区